

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（骨子案）抜粋

「第4次男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の完全施行により、男女共同参画・女性活躍推進の取組は新たな段階に入った。基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく必要がある。

上記の認識のもと、

- ・ 働き方改革と男性の暮らし方・意識の変革の推進
- ・ 各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組の促進
- ・ 女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現

といった事項を中心に、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策について、男女共同参画社会基本法第22条第3号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

## I あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
2. 男性の暮らし方・意識の変革
3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

## II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

女性が安全に安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の前提となる基本的な課題である。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組を強力に進めていくべきである。

また、女性の健康は、女性が活躍する上での基盤であり、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、女性の健康の向上のための取組を進めるべきである。

### 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### (1) 性犯罪への対策の推進

- ・ 刑法の一部を改正する法律案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施
- ・ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・ 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の拡充

#### (2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

- ・ 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に基づく対策の推進
- ・ 【いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等関係】（P）

- ・教育・学習の充実
- ・若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討
- (3) ストーカー事案への対策の推進
  - ・「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施
  - ・ストーカー加害者更生に関する取組の実施
- (4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
  - ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等
  - ・婦人保護事業の在り方の検討
  - ・関係機関相互の連携体制の整備・強化
  - ・加害者更生に関する取組の具体化
- (5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

2. 女性活躍のための安全・安心面への支援

3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

### **Ⅲ 女性活躍のための基盤整備**

1. 子育て、介護基盤の整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備